

議案第二十六号

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

宇部市手数料徴収条例（昭和二十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表交付手数料の部中

戸籍の謄本又は抄本の交付	四五〇円 （多機能端末機により交付する場合にあつては、一五〇円）
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	七五〇円
戸籍法（昭和二十二年法律第二二四号）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は書類に記載した事項の証明書の交付	三五〇円

を

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 の交付	四五〇円 （多機能端末機により交付する場合にあつては、一五〇円）
戸籍電子証明書 提供識別符号の発	

<p>付 は除籍証明書の交 本若しくは抄本又 除かれた戸籍の謄 七五〇円</p>	<p>行（電子情報処理 組織を使用する方 法（総務省令で定 めるものに限る。 以下この部におい て同じ。）により 戸籍電子証明書提 供用識別符号の発 行を行う場合（当 該発行に係る戸籍 電子証明書の請求 が電子情報処理組 織を使用する方法 により行われた場 合に限る。）にお ける当該発行及び 戸籍電子証明書提 供用識別符号の発 行に係る戸籍電子 証明書の請求を行 う者が同時に当該 戸籍電子証明書が 証明する事項と同 一の事項を証明す る戸籍の謄本若し くは抄本又は戸籍 証明書の請求を行 う場合における当 該発行を除く。）</p> <p>四〇〇円</p>
--	---

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）</p>	<p>戸籍法（昭和二十二年法律第二二四号）の規定に基づく届出若しくは申請</p>
---	--

七〇〇円

の受理の証明書、
届書その他受理し
た書類に記載した
事項の証明書又は
届書等情報の内容
の証明書の交付

三五〇円

に改め、

同表閲覧照査手数料の部中「書類」を「届書その他受理した書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の部及び建築物エネルギー消費性能変更適合性判定手数料の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表軽微変更該当証明申請手数料の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部改正に伴い、手数料の新設その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

別表(第二条関係) 旧 新 旧 対 照 表 新

種類	料の区分	手数料の額(一件につき)	件の区分
交付	戸籍の 謄本又 は抄本 の交付	四五〇円 (多機能端末機により交 付する場合にあつては、 一五〇円)	一通 又は 一枚 をも つて 一件 とす る。

種類	料の区分	手数料の額(一件につき)	件の区分
交付	戸籍の 謄本若 しくは 抄本又 は戸籍 証明書 の交付	四五〇円 (多機能端末機により交 付する場合にあつては、 一五〇円)	一通 又は 一枚 をも つて 一件 とす る。

同じ。
において
の部に
以下こ
限る。
ものに
定める
省令で
(総務
)る方法
使用する
組織を
報処理
電子情
発行(

の請求 証明書 籍電子 係る戸 発行に 符号の 用識別 書提供 子証明 戸籍電 行及び 当該発 おける)に に限る た場合 行われ により る方法 使用する 組織を 報処理 電子情 請求が 明書の 電子証 る戸籍 行に係 当該発 場合(を行う の発行 別符号 供用識 明書提 電子証 り戸籍)によ

四〇〇円

除かれ	た戸籍	の謄本	又は抄	本の交	付	
七五〇円						

を行う	者が同	時に当	該戸籍	電子証	明書が	証明す	る事項	と同一	の事項	を証明	する戸	籍の謄	本若し	くは抄	本又は	戸籍証	明書の	請求を	行う場	合にお	ける当	該発行	を除く	。	除かれ	た戸籍	の謄本	若しく	は抄本	又は除	籍証明	書の交	付	除籍電	子証明	書提供	用識別
七五〇円																																					

符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書の提供用識別符号の発行を行う場合）当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。～における当該発行及び除籍電子証明書提供用

七〇〇円

二二四	法律第	二二年	(昭和)	戸籍法	
-----	-----	-----	------	-----	--

二二四	法律第	二二年	(昭和)	戸籍法	。を除外するに当たって、当該除籍電	子証明	書が証	明する	事項と	同一の	事項を	証明す	る除か	れた戸	籍の謄	本若し	くは抄	本又は	除籍証	明書の	請求を	行う場	合にお	ける当	該発行	を除く	。
-----	-----	-----	------	-----	-------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

料 手 照 閱										号)の									
数 査 覧										規定に									
に 基 づ										届出若									
く 書 類										しくは									
の 規 定										申請の									
の 規 定										受理の									
の 規 定										証明書の									
の 規 定										又は書									
の 規 定										類に記									
の 規 定										載した									
の 規 定										事項の									
の 規 定										証明書の									
の 規 定										の 交 付									
三五〇円										三五〇円									
一つを一回										一つを一回									
とす										とす									
る。										る。									

料 手 照 閱										号)の									
に 基 づ										規定に									
く 書 類										届出若									
の 規 定										しくは									
の 規 定										申請の									
の 規 定										受理の									
の 規 定										証明書の									
の 規 定										又は書									
の 規 定										類に記									
の 規 定										載した									
の 規 定										事項の									
の 規 定										証明書の									
の 規 定										の 交 付									
三五〇円										三五〇円									
一つを一回										一つを一回									
とす										とす									
る。										る。									

建築物エネルギー消費性能判定に関する法律										建築	物エ	ネル	ギー	消費	性能	適合	性判	定手	数料	建築	素建	低炭						
建築物エネルギー消費性能判定に関する法律										建築物	のエネ	ルギー	消費性	能の向	上に関	する法	律第	一二条	第一項	の規定	による	建築物	エネルギー	消費性能	適合性			
										8 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二七年法律第五三号）第一五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。																		
										一枚																		
										つて																		
										一件																		
										とす																		
										る。																		

建築物エネルギー消費性能判定に関する法律										建築	物エ	ネル	ギー	消費	性能	適合	性判	定手	数料	建築	素建	低炭						
建築物エネルギー消費性能判定に関する法律										建築物	のエネ	ルギー	消費性	能の向	上に関	する法	律第	一二条	第一項	の規定	による	建築物	エネルギー	消費性能	適合性			
										8 非住宅建築物等のうち工場等の用に供する部分に係る申請書に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二七年法律第五三号）第一五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。																		
										一枚																		
										つて																		
										一件																		
										とす																		
										る。																		

建築物	エネルギー	軽微の変更	該当	証明	申請	手数料	国土交通省令	第五号	第三	条に規	定する	軽微変	更に該	当する	証明申	請に対	査する	査する						
建築物	エネルギー	建築物	エネルギー	消費性	能の向	上に関	する法	律施行	規則	(平成	二八年	国土交	通省令	第五号	第三	条に規	定する	軽微変	更に該	当する	証明申	請に対	査する	査する
一枚	をも	一枚	をも	一つ	一件	とす																		

建築物	エネルギー	軽微の変更	該当	証明	申請	手数料	国土交通省令	第五号	第三	条に規	定する	軽微変	更に該	当する	証明申	請に対	査する	査する						
建築物	エネルギー	建築物	エネルギー	消費性	能の向	上に関	する法	律施行	規則	(平成	二八年	国土交	通省令	第五号	第三	条に規	定する	軽微変	更に該	当する	証明申	請に対	査する	査する
一枚	をも	一枚	をも	一つ	一件	とす																		

料 手 数	申 請	認 定	計 画	向 上	性 能	消 費	ギ ー
の 規 定	第 一 項	三 五 条	律 第 三 五 条	上 に 関 する 法	能 の 向 上 に 関 する 法	能 の 向 上 に 関 する 法	消費 性
による	の規定	第一項	三五条	律第 三五条	向上 に関する	性能 の向上 に関する	ギ ー 消費 性
建築物 エネルギー ギー消 費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査							一件 とす る。
<p>3 備考 非住宅建築物等(モデル建物法基準)による認定に係るものに限る。)に係る申請書に、登録建築物エネルギーギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る建築物のエネルギーギー消費性能の向上に関する法律第三五条第一項各号(同法第三六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p>							
<p>12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第三五条第二項の規定による申出をする場合の</p>							

料 手 数	申 請	認 定	計 画	向 上	性 能	消 費	ギ ー
の 規 定	第 一 項	三 五 条	法 律 第 三 五 条	関 する 法	能 の 向 上 に 関 する 法	能 の 向 上 に 関 する 法	消費 性
による	の規定	第一項	三五条	法律第 三五条	向上 に関する	性能 の向上 に関する	ギ ー 消費 性
建築物 エネルギー ギー消 費性能 向上計 画の認 定の申 請に対 する審 査							一件 とす る。
<p>3 備考 非住宅建築物等(モデル建物法基準)による認定に係るものに限る。)に係る申請書に、登録建築物エネルギーギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る建築物のエネルギーギー消費性能の向上等に関する法律第三五条第一項各号(同法第三六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。</p>							
<p>12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第三五条第二項の規定による申出をする場合の</p>							

エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	エネルギー消費性能の向上に関する法律	第四条	第二項	の規定	による	建築物	のエネルギー消費性能に係る認定申請の審査	備考	2	非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第二条	第一項第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この部において「適合証」という。)	(又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。)	つて	一件	とす	る。	

エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	エネルギー消費性能の向上に関する法律	第四条	第二項	の規定	による	建築物	のエネルギー消費性能に係る認定申請の審査	備考	2	非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準による認定に係るものに限る。)	に係る申請書に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第二条	第一項第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この部において「適合証」という。)	(又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の額から減じた額とする。)	つて	一件	とす	る。	

議案第26号

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正に伴い、手数料の新設その他所要の整備を行うもの。

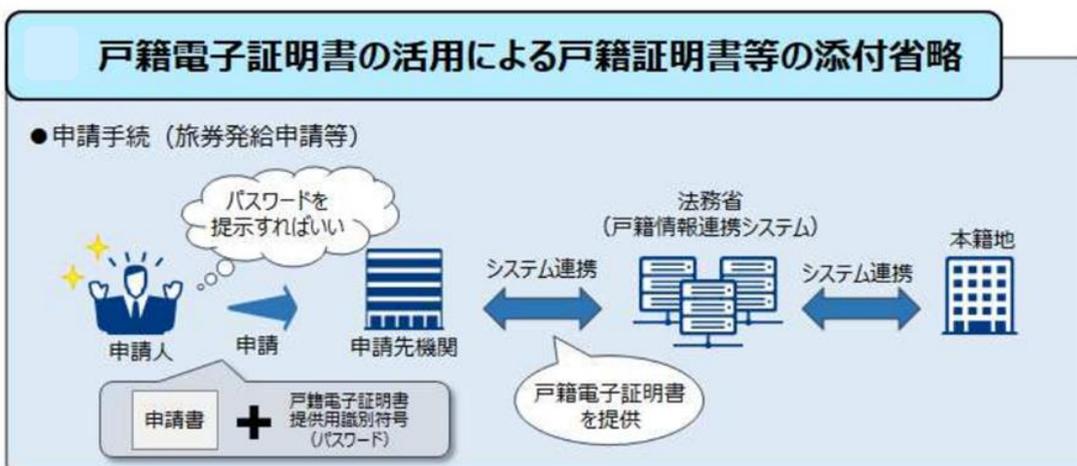
2 改正内容

- (1) 新たに開始する電子証明書提供用識別符号発行に係る規定の追加
 - 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
 - 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
- (2) 電子化された届書等情報の内容の証明書交付事務及び閲覧事務の追加

3 施行日

令和6年4月1日

<参 考>



議案第二十二号

宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例制定の件

宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第六号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第十二条の二 給与条例第十九条の六の規定は、任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第二十二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十二条の二 給与条例第十九条の六の規定は、任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第十九条の六第三項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前六箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。)(の一箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(宇部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二条 宇部市職員の育児休業等に関する条例(平成四年条例第三号)の一部を次のように改める。

第七条第二項中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第八条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

(宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第三条 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年条例第七十三号)の一部を次のように改める。

第十二条第一項中「、第十条の三」を削り、同条第二項中「、第十条及び第十条の三」を「及び第十条」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する規定の追加その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第六号)

旧

新

(会計年度任用職員の給与)

(会計年度任用職員の給与)

第二条 この条例において給与とは、法第十二条の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第一号に掲げる会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第十二条

第十二条

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第十二条の二 給与条例第十九条の六の規定は、任期の定めが六箇月以上のフルタイムは、任期の定めが六箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
2 前条第二項及び第三項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第二十二条 給与条例第十九条の三から第十九条の五までの規定は、任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(一週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第十九条の三第四項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第十項第二号において同じ。)」において職員

第二十二条 給与条例第十九条の三から第十九条の五までの規定は、任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(一週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第十九条の三第四項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第十項第二号において同じ。)」において職員

が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額）とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前六箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の一箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、給料の月額）とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前六箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の一箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第二十二條の二 給与條例第十九條の六の規定は、任期の定めが六箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与條例第十九條の六第三項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前六箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の一箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 第十二條第二項及び第三項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

宇部市職員の育児休業等に関する条例（平成四年条例第三号）

旧

（育児休業をしている職員の期末手当等の支

新

（育児休業をしている職員の期末手当等の支

給)

第七条

2 給与条例第十九条の六第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(会計年度任用職員

を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより号給を調整することができる。

給)

第七条

2 給与条例第十九条の六第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより号給を調整することができる。

旧 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十七年条例第七十三号)

旧

新

(特定の職員についての適用除外)

(特定の職員についての適用除外)

第十二条 第三条の二から第四条の二まで、第十条、第十条の三及び前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

第十二条 第三条の二から第四条の二まで、第十条、第十条の三及び前条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第三条の二から第四条の二まで、第十条及び第十条の三の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第三条の二から第四条の二まで及び第十条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

議案第二十三号

宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件

宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第十九条の九第四項中「、第十九条の二の二及び第十九条の六」を「及び第十九条の二の二」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正の趣旨を踏まえ、臨時的任用職員の勤勉手当の支給に関する規定について所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の九

4 第十九条から第十条の二、第十九条の二、
第十九条の二の二及び第十九条の六の規定
は、法第二十二條の三第四項に規定する臨
時的任用職員には適用しない。

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の九

4 第十九条から第十条の二、第十九条の二及
び第十九条の二の二 の規定
は、法第二十二條の三第四項に規定する臨
時的任用職員には適用しない。

議案第 22 号

宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件(概要)

【要 旨】

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関する 3 つの条例について所要の整備を行うもの。

【内 容】

1 宇部市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能とするもので、第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。その他、条件等の規定の追加を行う。

2 宇部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている職員の期末手当等の支給について改正するもので、勤勉手当の支給に関する適用除外を外す。

3 宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能とするもの（公営企業）で、勤勉手当の支給に関する適用除外を外す。

4 施行日及び適用日 令和 6 年 4 月 1 日

議案第 23 号

宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件(概要)

【要 旨】

会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえ、臨時的任用職員の勤勉手当の支給に関する規定について所要の整備を行うもの。

【施行日及び適用日】 令和 6 年 4 月 1 日

議案第二十四号

昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例廃止の件

昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第三十二号）を次のように廃止する。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

昭和天皇の崩御に伴う宇部市職員の懲戒免除及び宇部市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、今後、条例を適用することがないため、条例を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十五号

宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件

宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年条例第十号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。
第二条中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

「説明」

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

議案第四十八号

宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

宇部市消防団員等公務災害補償条例（昭和三十二年条例第二十六号）の一部を次のように改める。

令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中「一二、四四〇円」を「一二、五〇〇円」に、「一三、三二〇円」を「一三、三五〇円」に、「一〇、六七〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一一、五五〇円」を「一一、六五〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「九、七九〇円」を「九、九五〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宇部市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた宇部市消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「説明」

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(補償基礎額)

第五条

2

二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、八千九百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の月額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

別表

補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		
	一〇年未満	一〇年以上 二〇年未満	二〇年以上
団長及び副団長	一一、四四〇円	一三、三二〇円	一四、二〇〇円
長	一〇、六七〇円	一一、五五〇円	一二、四四〇円
分団長及び副分団長	九、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円
部長、班長及び団員	八、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円

(補償基礎額)

第五条

2

二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、九千円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の月額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

別表

補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		
	一〇年未満	一〇年以上 二〇年未満	二〇年以上
団長及び副団長	一一、五〇〇円	一三、三五〇円	一四、二〇〇円
長	一〇、八〇〇円	一一、六五〇円	一二、五〇〇円
分団長及び副分団長	九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円
部長、班長及び団員	九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円

議案第 48 号

宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件（概要）

【要 旨】

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

【内 容】

- ① 消防団員の補償基礎額を次のとおり改める。

補償基礎額表

階級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び 副団長	12,500円 (12,440円)	13,350円 (13,320円)	14,200円
分団長及び 副分団長	10,800円 (10,670円)	11,650円 (11,550円)	12,500円 (12,440円)
部長、班長 及び団員	9,100円 (8,900円)	9,950円 (9,790円)	10,800円 (10,670円)

() 内書は現行の補償基礎額である。

- ② 消防作業従事者の補償基礎額を8,900円から9,100円に改める。

【施行日】

令和6年4月1日

【経過措置】

改正後の宇部市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた消防団員に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等に除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

令和六年三月五日提出

宇部市長 篠崎 圭 二

附則第五条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第五条の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、第三項は、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第三十六条の二第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで）に提

出されたもの及びその時まで提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第六条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部改正に伴い、令和六年能登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例を定めるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表 新

附 則

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第五条

第五条

(令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第五条の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じ

た年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第三十六条の第二項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第三十六条の第三項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第六条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第三十四条の二の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第六条 平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第三十四条の二の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

議案第53号

宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

1 要 旨

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震による災害に係る雑損控除額等の特例を定めるもの。

2 改正内容

所得控除の一つである「雑損控除」について、地震被災日（1月1日）は、現行制度では、令和6年分所得（令和7年度分個人住民税）での適用となるところ、令和5年分所得（令和6年度分個人住民税）において適用できるよう改正するもの。

3 施行期日

公布の日

議案第二十号

宇部市公文書等管理条例制定の件

宇部市公文書等管理条例を次のように定める。
令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市公文書等管理条例

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	公文書管理
第一節	文書の作成（第四条）
第二節	公文書の整理等（第五条―第十条）
第三章	特定歴史公文書の保存、利用等（第十一条―第二十八条）
第四章	公文書等管理委員会（第二十九条―第三十四条）
第五章	雑則（第三十五条―第三十七条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であり、かつ、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正に運営されるようになるとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚

によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段により紙媒体に印刷可能なもの）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 法令、条例その他の規程により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合における当該公文書
- 二 図書館その他の市の機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物その他の公文書
- 三 特定歴史公文書

3 この条例において「歴史公文書」とは、歴史資料として重要な公文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第八条第一項の規定により市長が引き続き保存するもの及び同条第二項の規定により市長に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第三条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第二章 公文書の管理

第一節 文書の作成

第四条 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第二節 公文書の整理等

（公文書の整理等）

第五条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、市規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、市規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了

する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、市規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあつては、市長への移管の措置）を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（公文書の保存）

第六条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（公文書ファイル管理簿）

第七条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、市規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号。以下「情報公開条例」という。）第七条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（保存期間が満了した公文書ファイル等の取扱い）

第八条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

2 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。

3 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第九条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報

告しなければならない。

2 市長は、毎年度、実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 市長は、第一項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要なあると認める場合には、市長以外の実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

（公文書管理規程）

第十条 実施機関は、公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定めを設けなければならない。

第三章 特定歴史公文書の保存、利用等

（特定歴史公文書の保存等）

第十一条 市長は、特定歴史公文書について、第二十六条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、特定歴史公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、市規則で定めるところにより、特定歴史公文書の名称、保存期間が満了した時点における実施機関の名称、引き続き保存し、又は移管を受けた時期その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用を請求する権利）

第十二条 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して特定歴史公文書の利用の請求をすることができる。

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第十三条 市長は、その保存する特定歴史公文書について第十一条第四項の目録の記載に従い利用の請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させ

なければならぬ。

一 当該特定歴史公文書が引き続き保存の措置（市長以外の実施機関にあっては、市長への移管の措置）をされたものであって、当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第二号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第一号、第三号又は第六号に掲げる情報

二 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本が破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長において当該原本が現に使用されている場合

2 市長は、前項の利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第八条第三項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第一項第一号に掲げる場合であっても同号イ又はロに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第十四条 市長は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、市規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の手続）

第十五条 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

二 第十一条第四項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称

三 前二号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
(利用請求に対する決定)

第十六条 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に關し必要な事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が利用請求に係る特定歴史公文書の一部を利用させる旨のものであるときは、併せてその理由を通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第十七条 前条第一項又は第二項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があつた日から起算して十四日以内になければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情があるときは、利用請求があつた日から起算して六十日を限度として、同項に規定する期間を延長することができ、この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書に市及び利用請求者以外の者(以下「第三者」という。)に關する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、第三者に關する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第二号ハ又は第三号イからハまでに規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、前二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書(第二十二条第一項第二号に

において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。(利用の方法)

第十九条 市長が特定歴史公文書を利用させる場合は、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第二十条 特定歴史公文書の利用に係る手数料は、無料とする。

2 特定歴史公文書の写しの交付又は送付を受ける利用請求者は、当該写しの交付又は送付に要する費用を負担するものとする。

(審理員による審理手続規定の適用除外)

第二十一条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

(審査請求に係る諮問)

第二十二条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宇部市公文書等管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書の利用について、反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第二項に規定する意見書(以下この条において「参加人意見書」という。)が提出されている場合において当該参加人意見書に反対する旨の意見が記載されているときを除く。)

2 前項の規定による宇部市公文書等管理委員会への諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書及び同法第三十条第一項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書又は参加人意見書の写しにあつては、提出があつた場合に限る。)を添えてするものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第二十三条 第十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする

場合について準用する。

一 第十六条第一項の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書を利用させる旨の裁決（第三者である行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人（以下単に「参加人」という。）が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

第二十四条 市長は、特定歴史公文書（第十三条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（実施機関による利用の特例）

第二十五条 第八条第一項又は第二項の規定により特定歴史公文書を引き続き保存し、又は移管した実施機関が所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第十三条第一項第一号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第二十六条 市長は、特定歴史公文書として保存されている文書が重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第二十七条 市長は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第二十八条 市長は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第十一条から第二十条まで及び第二十四条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する定めを設けなければならない。

第四章 公文書等管理委員会

（宇部市公文書等管理委員会）

第二十九条 公文書等の管理に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議させるため、宇部市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、本市の公文書管理制度の運営に関する事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。

3 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 5 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会への諮問)

第三十条 市長は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 この条例(第三十四条を除く。)に基づく規則又は規程の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第八条第一項及び第二項並びに第二十六条の規定による廃棄をしようとするとき。

(委員会の調査権限)

第三十一条 委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求のあった利用決定等に係る特定歴史公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史公文書の公開を求めるときはできない。

- 2 市長は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

- 3 委員会は、必要があると認めるときは、市長に対し、審査請求のあった利用決定等に係る特定歴史公文書に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、委員会は、必要があると認めるときは、審査請求人、参加人及び市長(以下「審査請求人等」という。)に意見若しくは説明又は意見書若しくは資料の提出を求め、適当と認める者に事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第三十二条 委員会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第三十三条 委員会は、第三十一条第四項若しくは前条の規定により提出された意見書又は第三十一条第三項若しくは第四項若しくは前条の規定により提出された資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載し

た書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査請求人及び参加人は、市長に対し、市長が委員会に提出した意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、市長は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 市長は、前項の規定による閲覧の日時及び場所を指定することができる。
（規則への委任）

第三十四条 第二十九条から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

第五章 雑則

（出資法人等の文書の管理）

第三十五条 市が出資その他財政上の援助を行う法人であつて市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理に関する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（研修）

第三十六条 実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（委任）

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則等で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十九条、第三十条及び附則第四条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
（準備行為）

第二条 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

第三条 この条例の施行の前日に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書若しくは公文書ファイル(以下「施行日前公文書等」という。)について実施機関により定められた保存期間は、第五条第一項又は第三項の規定に基づき定められた保存期間とみなす。

2 施行日前公文書等についての第五条第五項の適用については、「保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に」とあるのは、「保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間)の満了前に」とする。

3 施行日前公文書等についての第七条第一項の適用については、「保存期間、保存期間の満了する日及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項」とあるのは、「保存期間その他の必要な事項」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に実施機関が保存している公文書のうち、保存期間が既に三十年を経過しているものについては、当該実施機関が引き続き公文書として保存する必要があると認めるものを除き、特定歴史公文書とみなす。

(宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第四条 宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)の一部を次のように改める。

第一条中第七十三号を第七十四号とし、第二十号から第七十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 公文書等管理委員会委員

別表中

文化振興まちづくり審議会委員

を

文化振興まちづくり審議会委員

に改める。

公文書等管理委員会委員

「説明」

公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため、公文

書等の管理に関する基本的事項を定める条例を制定するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和二十二年条例第二十四号)

旧 新

(趣旨)

第一条

十九

(趣旨)

第一条

十九

公文書等管理委員会委員

二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一

区分	報酬	費用弁償	
	〇〇〇〇円	額	五十一
	〇〇〇〇円	額	五十二
	〇〇〇〇円	額	五十三
	〇〇〇〇円	額	五十四
	〇〇〇〇円	額	五十五
	〇〇〇〇円	額	五十六
	〇〇〇〇円	額	五十七
	〇〇〇〇円	額	五十八
	〇〇〇〇円	額	五十九
	〇〇〇〇円	額	六十
	〇〇〇〇円	額	六十一
	〇〇〇〇円	額	六十二
	〇〇〇〇円	額	六十三
	〇〇〇〇円	額	六十四
	〇〇〇〇円	額	六十五
	〇〇〇〇円	額	六十六
	〇〇〇〇円	額	六十七
	〇〇〇〇円	額	六十八
	〇〇〇〇円	額	六十九
	〇〇〇〇円	額	七十
	〇〇〇〇円	額	七十一
	〇〇〇〇円	額	七十二
	〇〇〇〇円	額	七十三
	〇〇〇〇円	額	七十四

別表（第二条、第六条関係）

区分	報酬	費用弁償	
	〇〇〇〇円	額	五十二
	〇〇〇〇円	額	五十三
	〇〇〇〇円	額	五十四
	〇〇〇〇円	額	五十五
	〇〇〇〇円	額	五十六
	〇〇〇〇円	額	五十七
	〇〇〇〇円	額	五十八
	〇〇〇〇円	額	五十九
	〇〇〇〇円	額	六十
	〇〇〇〇円	額	六十一
	〇〇〇〇円	額	六十二
	〇〇〇〇円	額	六十三
	〇〇〇〇円	額	六十四
	〇〇〇〇円	額	六十五
	〇〇〇〇円	額	六十六
	〇〇〇〇円	額	六十七
	〇〇〇〇円	額	六十八
	〇〇〇〇円	額	六十九
	〇〇〇〇円	額	七十
	〇〇〇〇円	額	七十一
	〇〇〇〇円	額	七十二
	〇〇〇〇円	額	七十三
	〇〇〇〇円	額	七十四

別表（第二条、第六条関係）

議案第20号

宇部市公文書等管理条例制定の件

【目的】（第1条）

市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であり、かつ、市民が主体的に利用し得るものであるという考えのもと、公文書等の管理に関する基本的事項を定める。そのことにより、公文書の適正な管理、特定歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、市政が適正に運営されるとともに、市の有するその諸活動を市民に説明する責務が果せるよう条例を定めるもの。

【概要】

○条例で定める主な内容

ア 定義（第2条）

(ア) 公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。

※令和6年度中に公文書の定義に関する指針を策定

(イ) 歴史公文書

歴史資料として重要な公文書（原則保存期限が30年となるもの）

(ウ) 特定歴史公文書

歴史公文書のうち、保存期間が満了したときの措置として、市長が引き続き保存するもの及び市長に移管されたもの。

イ 公文書の管理（第4条～第10条）

(ア) 作成・整理・保存・廃棄

意思決定に至る過程等について文書を作成し、保存期間の設定・保存期間が満了したときの措置（保存・廃棄）の定めをしたうえで、保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならない。

※公文書の永年保存がなくなり、保存期間は全て有期となる。

現行：1年、3年、5年、10年、永年

制定後：1年、3年、5年、10年、30年

※保存期限に達する段階で、選別作業（特定歴史公文書として永久に保存すべきものか、廃棄すべきものかの決定）をしなければならない。

(イ)管理状況の報告

毎年度、公文書の管理状況について概要を公表しなければならない。

ウ 特定歴史公文書の保存、利用等（第 11 条～第 28 条）

(ア)保存

原則永久に保存しなければならない。

(イ)利用請求

何人も、利用の請求をすることができ、利用請求があつた場合には、個人情報を含む等の制限事由に該当する場合を除き、利用できる。

エ 公文書等管理委員会（第 29 条～第 34 条）

公文書等の管理に関する重要事項についての意見聴取及び特定歴史公文書の利用に関する審査請求の諮問等を行うため、宇部市公文書等管理委員会を設置する。

【施行日】

令和 7 年 4 月 1 日（ただし、第 29 条、第 30 条及び附則 4 条は令和 6 年 4 月 1 日）

※第 29 条…公文書等管理委員会の設置

第 30 条…公文書等管理委員会への諮問

附則 4 条…公文書等管理委員会の報酬

議案第二十一号

宇部市情報公開条例中一部改正の件

宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）の一部を次のように改める。
令和六年二月二十日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第二項中「決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手續が終了し」を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」に改め、同項に次の一号を加える。

三 宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第 号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書

第五条第一項中「市民に限り」を「何人も」に改め、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定（同条第二項に一号を加える改正規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得する公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

3 改正後の第五条の規定は、施行日以後にされる公文書の公開請求について適用し、同日前にされた公文書の公開請求については、なお従前の例による。

「説明」

広く市の保有する情報を公開するため公文書の公開の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(定義)

第二条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手續が終了し、当該実施機関が保有しているもの（電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段により紙媒体に印刷可能なもの）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

二

(公文書の公開を請求できるもの)

第五条 市民に限り、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市民以外のものので実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものは、第一条に規定する目的によると認められるときは、市民とみなす。

(定義)

第二条

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段により紙媒体に印刷可能なもの）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

二

三 宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第 号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書

(公文書の公開を請求できるもの)

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

議案第 2 1 号

宇部市情報公開条例中一部改正の件

【要 旨】

市の保有する情報を広く公開するため、公文書の公開の請求者に関する規定を改正するとともに、その他所要の整備を行うもの。

【改正内容】

■第 2 条第 2 項…「公文書」の定義の改正

旧	新
実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、 <u>決裁若しくは供覧又は記録管理の意思決定の手續が終了し</u> 、当該実施機関が保有しているものをいう。 ただし、次に掲げるものを除く。 (1)、(2) 略	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、 <u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして</u> 、当該実施機関が保有しているものをいう。 ただし、次に掲げるものを除く。 (1)、(2) 略 <u>(3) 宇部市公文書等管理条例（令和六年条例第 号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書</u>

※令和 6 年度中に公文書の定義に関する指針を策定

■第 5 条…公文書公開請求権者の改正

旧	新
1 <u>市民に限り</u> 、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>市民以外のもので実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</u> は、第一条に規定する目的によると認められるときは、市民とみなす。	1 <u>何人も</u> 、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

【施行日】

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 1 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更 について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合に萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、山口県市町総合事務組合同約（平成 1 8 年指令平 1 8 市町第 8 1 5 号）第 3 条第 8 号及び同条第 1 1 号に規定する事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること並びにこれに伴い山口県市町総合事務組合同約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

山口県市町総合事務組合同約の一部を改正する規約

別表第 1 中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

別表第 2 の 2 の項中「、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合」を「、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合」に改め、同表の 6 の項中「、柳

井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合」に改め、同表の 8 の項中「、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合」を「、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改め、同表の 11 の項中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、光地区消防組合、柳井地域広域水道企業団、岩国地区消防組合、宇部・山陽小野田消防組合、山口県市町総合事務組合」を「山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第41号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

要旨

本市が加入している山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更を行うもの。

1 改正理由

- (1) 萩・長門清掃一部事務組合が、山口県市町総合事務組合に加入すること。
- (2) 公平委員会事務を共同処理する団体及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加えること。

2 施行日

令和6年4月1日